

佐世保中央高校夜間部の校則

●誓約書

- ・私は学校の教育方針に従い、学則を守り、生徒としての本分に専念することを誓います。

●学校生活について

- ・仕事の内容や時間帯、学業に支障のないようにする。
- ・深夜は23時から補導される。放課後はすみやかに帰宅する。
- ・金銭や物品の管理は自己責任。
- ・問題行動が起こったら謹慎、退学等を含む特別指導を行う。

●交通機関、免許取得について

- ・バス、MR を利用する場合はマナーを守る。
- ・必要に応じて原付での通学を認める。（その際、許可を得る。改造バイク禁止）
- ・自動二輪の免許取得や通学は認めない。
- ・自家用車での通学は原則認めない。
- ・運転免許を保有している人は、学校に申し出る。

●問題行動について

①交通関係

- ・無断免許取得
- ・無許可通学
- ・二人乗り
- ・ヘルメット無着用
- ・無免許運転
- ・道路交通法違反
- ・登録車両以外での通学

②通信機器におけるトラブル

③20歳未満の喫煙、喫煙道具所持、喫煙時の同伴

④20歳未満の飲酒

⑤パチンコ、競輪、競馬等への立ち入り

⑥無断外泊・家出

⑦薬物乱用

⑧暴力行為

- ・殴り合い
- ・一方的な攻撃
- ・集団暴力

⑨いじめ行為

⑩脅迫・恐喝・窃盗

⑪万引き

⑫考査における不正行為(カンニングなど)

⑬指導や説諭の拒否(暴言や暴力行為)

⑭器物破損(故意によるものは弁償)

⑮度重なる怠学(なまけ)

⑯授業妨害

●頭髪や服装について（自己や周囲の学習の妨げとなるような髪型や服装にしない）

- ①露出の多いもの、ダメージファッションはしない。
- ②スリッパでの登校を禁止する。
- ③登下校時はタブレットが入るバッグを所持。
- ④タトゥーは他の生徒の脅威にならない措置をとる。
- ⑤周囲が不快になる臭いには注意する。

●携帯通信機器(スマートフォン等)について

- ・校舎内での使用を禁止。 教員に許可なく預けていない場合は預かり指導。

●その他

- ・家族以外の車での送迎は禁止。
- ・部外者を校内にいれない(必要により警察に連絡)。
- ・問題行動が発生した場合は、必要に応じて下校、自宅待機させる。